

ID: 230

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	監督処分		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市都市公園条例 第13条		
例 規 番 号	平成17年条例第148号		
【根拠条文】 (監督処分) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合 (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号のほか公益上やむを得ない必要が生じた場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日